

第29号議案

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十三条第三項第一号」を「第二十三条第三項」に、「勤務」を「同条第一項本文の規定による勤務」に改める。

第三条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第二項を削る。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第十条の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員がした条例第二十三条第二項の規定による勤務は、同条第一項本文の規定による勤務とみなす。

一 条例第二十三条第一項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第二項の規定による勤務をした場合

二 条例第二十三条第二項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第一項本文の規定による勤務をした場合

付則第二項中「第三条第一項第一号」を「第三条第一号」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年教育委員会規則第七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月三十日 文教委規則第七号</p> <p>第一条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 <u>条例第二十三条第三項の規則で定める勤務は、同条第一項本文の規定による勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第三条 <u>条例第二十三条第三項第二号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">一（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">二（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第四条 <u>次に掲げる場合には、条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第十条の規定に基づく管理職手当の支給を受ける職員がした条例第二十三条第二</u></p>	<p style="text-align: center;">○幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月三十日 文教委規則第七号</p> <p>第二条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 <u>条例第二十三条第三項第一号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第三条 <u>条例第二十三条第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">一（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">二（略）</p> <p>2 <u>条例第二十三条第一項本文の規定による勤務をした後、引き続き同条第二項の規定による勤務をした条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る条例第二十三条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

項の規定による勤務は、同条第一項本文の規定による勤務とみなす。

一 条例第二十三条第一項本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第二項の規定による勤務をした場合

二 条例第二十三条第二項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第一項本文の規定による勤務をした場合

(委任)

第五条 (略)

付 則 (平成四年三月文京区教育委員会規則第七号)

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年文京区条例第二十七号）附則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三条第一号に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(委任)

第四条 (略)

付 則 (平成四年三月文京区教育委員会規則第七号)

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年文京区条例第二十七号）附則第七条第一項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号に定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

(新設)